

「満洲国」の対モンゴル民族政策をめぐる論争 ——蒙政部の政策展開と満洲評論派の批判を中心に——

胡　日　査

内容提要

伪满洲国时期，以橋樸为代表的满洲评论派主张以农奴解放为中心的蒙古民族统治理论，对蒙政部的政策进行批评，从而引起了有关各方和相关媒体参加的一场争论。从争论的内容和焦点来看，争论各方在对蒙政策的理念、重点和步骤的选择与确定上存在着渐进与急进的分歧。但是，就其目的而言，都是为了摸索和找出对蒙古民族进行最有效统治的理论与方法，以利于日本的大陆政策的顺利实施。本文利用《满洲日报》、《满洲评论》、《满洲行政》等当时的定期刊物以及外务省外交史料馆、国立国会图书馆宪政资料室所藏的有关档案资料，对这场争论的整个过程进行了详细的分析，指出了争论的起因以及各方的观点及其分歧，从而进一步明确了伪满洲国的对蒙政策的实质和意图。

目次

- はじめに
- 1 モンゴル地域の奴隸解放の動きと論争の起因
 - 1-1 奴隸解放をめぐる興安総署の対策と地方の動き
 - 1-2 橋樸の農奴解放論と興安総署奴隸対策への批判
 - 1-3 サガラジャブ・ハーフンガの奴隸論から見るモンゴル人官吏の考え方
- 2 蒙政部の政策展開と満洲評論派の批判
 - 2-1 蒙政部の設置と満洲評論派の対モンゴル民族統治論の形成
 - 2-2 蒙政部の政策説明と満洲評論派の批判の激化
- 3 西藤辰雄の蒙政部擁護とマスメディアの反応
 - 3-1 西藤辰雄による蒙政部擁護
 - 3-2 論争をめぐるマスメディアの反応
- 4 蒙政部の政策動向と論争の終結
 - 4-1 蒙政部の政策動向と奴隸解放議案の廃案
 - 4-2 凌陸通ソ事件の発生と政策論争の終結

おわりに

はじめに

「満洲国」（以下、括弧を外して記す）時代、橋樸をはじめとする満洲評論派は農奴解放を中心とする対モンゴル民族統治論を唱え、蒙政部の対モンゴル民族政策を批判し、これによって蒙政部、蒙古事情研究会員の西藤辰雄および諸マスメディアが参加した政策論争を引き起こした¹。この論争は、満洲国のモンゴル地域における奴隸解放問題に端を発し、逐次に対モンゴル民族政策の理念、課題、中心をめぐる論争となって展開されたのである。

本稿で取扱う課題は、モンゴル地域の奴隸解放問題および満洲国蒙政部の政策評価についての研究と関連する。二木博史氏は清朝時代のハルハ・モンゴルの奴隸解放を中心として検討し、これによってモンゴル地域を含む内陸アジア遊牧社会における奴隸の性質、奴隸化の経緯および奴隸と主人の関係といった奴隸解放に関する共通的問題を明らかにしている[二木博史 1987]。吉田順一氏は蒙政部をめぐる社会世論を考察するなかで、本稿で論じる右近の蒙政部批判について言及している[吉田順一 2003：30]。しかし、氏はこれを政策論争の全体から捉えていない。

本稿では、『満洲日報』、『満洲評論』、『満洲行政』等の定期刊行物および外務省外交史料館、国立国会図書館憲政資料室所蔵の文書史料等を利用して、この政策論争の起因、分岐、終結について分析し、これを通じて蒙政部の対モンゴル民族政策とそれに対する社会的評価について考察する。

1 モンゴル地域の奴隸解放の動きと論争の起因

1-1 奴隸解放をめぐる興安総署の対策と地方の動き

1930年5月29日から6月12日にかけて開かれた、国民政府蒙藏委員会によるモンゴル会議で「蒙古奴隸解放辦法」[蒙藏委員会 1930、「決議案」: 5-6 参照]が可決された。しかし、満洲事変の勃発によってこの解放案はそのまま立消えになり、その結果奴隸解放問題は満洲国に引き継がれた。

満洲事変後、満鉄鄭家屯公所長、関東軍嘱託である菊竹実蔵の指導の下で、一部のモンゴル王公と知識青年によるモンゴル自治委員会が設立された。菊竹によれば、ここでモンゴル地域の奴隸解放を含む社会階級の問題が新たに議論され、その結果、遊牧旗のジャサクを中心とする宗族、平民、賤民からなる階級に対し、「この階級の存在は現在の蒙古自體にとって全く無益有害でありますから、満洲建國前の蒙古自治委員會では階級打破の意思を明確にしました」[稻穂生²1935 : 30]という。

満洲国の成立に伴い、満洲国政府は中央では対モンゴル民族最高統治機構として、1932年3月9日に國務院直属機関である興安局を設け、チメドサンビルと菊竹をそれぞれ総長、次長に任命し、同年8月3日に興安総署と改称した³。地方においては興安省を設置し、それを興安東、西、南、北四分省に分けて統治した。

3月28日、満洲国国务院会議は興安省の施政方針について討議した。この会議では興安省には王公と平民との間に截然とした相違があり、また奴隸制度等も存在するため改革しなければならないと認識したが、これを直ちに改革することは不可能であるので、漸次的に改めることにした[『満洲日報』1932.3.30、夕刊]。

ところが、満洲国のモンゴル地域では、「満洲國成立以來『奴隸解放』の叫びが擡頭しつゝあり」[『大阪朝日新聞』1934.7.29、満洲版]との状態となり、政府側の奴隸解放に対する態度が注目されていた。これに対する満洲国政府側の対応として、菊竹が「政府は、或る時『奴隸解放といふが如きは、現地認識の足らざる者の見解也、今之を解放せば彼らは直に路頭に迷ふべし』といふ主旨を聲明の如き體裁を以って新聞紙上に突然發表したり」[菊竹稻穂 1941 : 78-79]と述べたことから推測される。

これに対し、菊竹も「内部に如何なる事情の伏在せるや、吾等は只之を見て瞠目せり」[菊竹稻穂 1941 : 79]と述べている。彼のこうした動きは、その従来からの奴隸についての考え方と異なったことによるものであると考えられる。即ち、菊竹はモンゴル社会階級が宗族、平民、奴才からなるとみなし、奴隸について「奴才即ち奴隸はボコルと稱し、宗族平民の家にあって主人の命のままに労働に從事してゐる」と述べ、「奴才是素と贈與賣買の目的物となったものであるが、今日では幾代の間主家と苦楽を共にし、其間血縁の關係も生じて全々一家となり、随つて一箇の物として取扱はることは殆んどなくなった」[健秋生 1924 : 145]との見解を持っていた。このような考えに基づく菊竹は、政府側の上述の主旨に対し異見を表示し、「其の従属の主人と無籍者との間には血脉の交流もあり、所謂解放に因つて餓死せしむるが如きことは斷じて無く、又、餓死することも断じて無し」[菊竹稻穂 1941 : 79]と述べている。

菊竹のこの認識が興安総署の奴隸解放の対策に繋がるものとなり、彼は「吾等の目標とする所は、族籍的奴隸の解放、即ち無籍者を有籍者となし、獨立したる旗民人格を創始せしめんとする在る也」[菊竹稻穂 1941 : 79]と主張している。即ち、旗に籍を有しない奴隸に旗民の身分を与えることで奴隸問題を解決しようという考えであった。

しかし、奴隸解放の方法については、菊竹がその「蒙古民族統治要綱（案）」では「蒙古原有社會階級ハ四%ヲ特權階級（台吉又ハ塔布囊）トシ、四八%ヲ平民階級トシ、四八%ヲ賤民階級ト見ルヘキナリ」と認識し、「然レトモ、現在ノ熱河省ニ於ケル蒙古旗ニテハ夙ニ

階級的義務撤廃サレ、興安西分省、南分省各旗ニ於テモ實質的ニ解消シタリ」とみなし、「其階級ノ自然的解消ハ現在ノ趨勢ニ委セ置」[菊竹実蔵 1933]くと主張した。

このように、菊竹をはじめとする興安総署において、奴隸解放問題を「無籍者」を「有籍者」とする問題として理解し、奴隸解放法令を公布せず、教令第 56 号「旗制」第 3 条「旗内ニ住所ヲ有スルモノハ旗住民トス。旗住民ハ均シク本令ノ規定ニ依リ權利ヲ享有シ、義務ヲ負擔ス」[『満洲国政府公報日訃』第 21 号、1932.7.5 : 19]によって自然的に解消しようという考えが形成されたと考えられる⁴。これは、当時の日本人官吏が、「満洲國は既に旗制に依りて抽象的ではあるが奴隸を解放してゐるやうにと思はれる」[島村三郎 1938 : 63]と記していることからも、それは裏付けられる。

11月20日、興安各分省地方科長会議が開かれ、興安総署勧業処工商科は奴隸解放案を提案し、奴隸の全面的解放が原則的に可決された。これは自然的解消を目指す興安総署の画策によるものであり、彼らの望むところでもあった。しかし、おそらくはモンゴル人官吏の意見の相違によるものであったと思われるが、会議では奴隸解放方法をめぐって議論が紛糾し、次の 3 つの意見が出された。

1. 法令解放論。此ノ論者ハ現状ノ持続セラルゝ原因ハ少數貴族ノ專制ニアリトシ、法令ヲ以テ強制解放セハ可ナリトスルモノテアル。
2. 自由的解放論。此ノ主張ヲ持スル人ニハ奴隸制度ノ現存スルコトカ已ニ蒙古民族ノ恥辱テアル。更ニ之ヲ法令ヲ以テ解放セシムルカ如キハ恥ノ上塗ナリ。宜敷ク奴隸所有者ヲ漸次説得シ、以テ自發的ニ解放セシメテコソ民族ノ体面ヲ保持スル所以テアルト云フノテアル。
3. 折衷論。全般ニ自主的解放ノミニ期待スルハ、從來ノ経験ヨリ見ルモ困難ナリ。先ツ一定ノ期間ヲ示シテ、自主的解放ヲ獎勵シ補助シ、尚且之ニ應セサル者ハ法令ヲ以テ強制スヘシト云フノテアル[『蒙古奴隸問題（政治思想）』]。

こうして、会議では奴隸解放に関する法令を公布せず、「唯奴隸ノ現状及其レカ解放ノ歩驟ニ付研究セムト

スルノ見地ヨリ南、西兩省ニ之力調査報告ノ責ヲ負ハセラレタリ」[蒙政部 1936 : 171]とした。

会議直後、菊竹次長が辞職し⁵、替わって依田四郎が「興安省統治に關しては自分は全然白紙である。(中略) 菊竹前次長始め、蒙古行政に經驗ある先輩の意見を充分承り、自分の対策を練る考である」[『新京日日新聞』1933.12.19、朝刊]と述べながら次長に就任した。こうして次長の更迭があり、後述するように若干の新要素が対モンゴル民族政策に加えられたが、奴隸解放対策は以前と何等変化のないままであった。

しかし、現地の意見は興安総署のそれと異なっていたようであり、興安南分省では奴隸解放の動きが萌してきた。1934年5月、同分省ホルチン左翼後旗の奴隸代表 50 余名が連署し、同旗警察署長宛てに「奴隸制度撤廃請願」を提出し、「蒙古舊來の奴隸制度に關しては國家に何等の國法なく、我等の奴隸は常に甚大なる壓迫を蒙リ居れり。(中略) 一日も速かにかゝる時世に逆行せる制度を撤廃せられん」[『満洲日報』1934.5.16、夕刊]と請願した。

1-2 橋樸の農奴解放論と興安総署奴隸対策への批判

興安南分省の奴隸解放の動きは直ちに新聞紙に掲載され、この請願運動は帝制実施に刺激されたことであり、奴隸解放に対する当局の態度が一般から注目されていると報道された[『大阪朝日新聞』1934.5.20、満洲版]。さらに、鄭家屯駐在日本領事館領事代理の石塚邦器が外務大臣広田弘毅と在満洲国特命全権大使菱刈隆にこの請願運動について報告し、「各方面ニ不勘衝動ヲ與ヘ居レリ」「興安南分省旗民ノ奴隸解放請願ニ關スル件」と述べている。

満洲評論社の橋樸は以上の請願運動に注目した。橋はそれ以前から満洲国の民族問題について論じるなかで、モンゴル民族について「政治的には封建時代、經濟的には遊牧時代と言ふ幼稚な段階に停滞しつゝあるところの彼等にとって今日必要なことは、民族運動を起すことよりも寧ろ政治的及經濟的に親切な專制政治を施すことであり、是等の施設を諒解し利用し得る為の啓蒙運動を行うことである」[橋樸 1932 : 3]と主張していた。このような考え方を持つ橋は、6月2日発行の

『満洲評論』の「時評」欄に「蒙古民族問題と蒙古社會」を発表し、興安南分省の奴隸解放運動に反応した。

橋はまず興安総署の奴隸解放への意向として、「興安總署内では奴隸解放は既定方針とされて居る。但しその實施に當りては、尚蒙古に於ける奴隸の本質に關して聊か認識の不充分なる點あるを發見し、目下各縣旗公署を通じて奴隸の實體及び本質の把握に努めつゝある。そこで、向後早くも二年ののちには國內奴隸に對する法令的解放の實現を見るべく」[橋樸 1934 : 2]と伝え聞いていると述べた。

これに対し、橋はモンゴルの「農奴」の性質を究明する急務があると述べると同時に、果して何人が如何なる理論と方法で農奴解放を行うかを決定すべきだと主張し、「興安總署が法令の効力によりて解放するのだといったやうな官僚主義的な形式一片の考へ方に満足して居たのでは心許ない」[橋樸 1934 : 2]と表明した。

ここでは、筆者は以下の 3 点を注意しておきたい。第一に、橋がモンゴルの「農奴」という用語を用いたのは、その「今日の蒙古社會は遊牧といふ特殊な經營形態を取るところの農奴經濟に立脚する封建社會である」[橋樸 1934 : 2]との見解から由来するものである。第二に、橋は當時中国問題専門家として漢人社会に対し自分の理論を持っていたが、モンゴル社會についての考察が皆無であったといえる。これに関連して見ると、橋にはモンゴルに関するある理論を確立しようという意欲があったと思われる。第三に、興安総署の法的解放というのは、世論への見せかけの対策に過ぎず、實際には自然的解決を目指していたが、橋はこうした真の意図を見抜くことができなかつたと考えられる。

次に、橋は興安総署の奴隸論を以下のようにまとめている。

- 一、全人口の二〇%が貴族の「奴隸」であること。
- 二、蒙古の「奴隸」は自ら家畜や耕地を有して獨立の生計を營むものなること。三、しかも彼等の身體及び財産に對する自由乃至權利は著しく制限せられ、即ち貴族は「任意」にこれを「搾取」し得るものなること。四、解放とはこの搾取權の排棄に外ならず、そのために生活の途を失なふ憂なきが故に、彼らは當然これを要望し居るものなること[橋樸

1934 : 3]。

これに対し、橋は項目ごとに疑問を呈し、いわゆる奴隸とは實際には奴隸ではなく、何かほかのものではないかと質問した[橋樸 1934 : 3]。同時に、橋は和氣傳によるモンゴル社會が貴族と奴隸に大別され、後者が「平民奴隸」と「家奴」に分かれるという奴隸論を参考し、「所謂家奴は純粹な奴隸であるらしい」、「平民の正常なる地位は農奴であり、經濟的義務の不履行によりて一段低い『家奴』即ち純粹な奴隸の待遇を與へられる」[橋樸 1934 : 4]とみなした。

橋は以上を踏まえ、モンゴルの大部分は奴隸ではなく農奴である。農奴は独立の生計を営むにかかりわらず、土地の附屬物として取扱われている。この事実は彼らが主人から解放されると同時に生産手段からも解放されてしまうことを暗示する。既に解放されたモンゴル人の先例を参考として、できる限り解放される大衆の利益を擁護する用意が必要である、と指摘した[橋樸 1934 : 5]。

こうして、橋はモンゴル社會の平民を農奴とみなし、いわゆる農奴解放論を主張したが、これは興安総署の奴隸解放論と異なり、實際には「平民解放論」というべきものとなつた。

1-3 サガラジャブ・ハーフンガの奴隸論から見るモンゴル人官吏の考え方

既述の奴隸代表による請願運動と関連すると思われるが、興安南分省では奴隸解放の動きが引き続いた。当時の新聞報道によれば、1934 年 7 月、興安南分省ダルハン王府興安警察局ガンジョールジャブ（甘珠爾扎布）局長は、奴隸制度が解消していない現状を見たとして、管下警察に対して「興安南分省佈告」を発し、「王道主義をモットーとして成立したる満洲國建國以來既に三年を経過した。満洲管下に於ける各旗には舊軍閥時代その儘の奴隸制度が存續し、未だ解消せられず」[『新京日日新聞』1934.7.22、朝刊]とし、奴隸をめぐる警察の探査、宣伝の職責遂行に努力すべきと述べている。

このように奴隸解放問題が絶えず議論されるさなか、興安西分省公署サガラジャブ⁶（薩嘎拉札布）総務

科長、ハーフンガ⁷（哈豐阿）地方科長による「蒙古奴隸問題」は注目された。ここで彼らは、「第一 緒言」、「第二 奴隸ノ解剖」、「第三 奴隸ノ権利義務」、「第四 奴隸ノ主人トノ關係」、「第五 奴隸制度ト蒙古民族」、「第六 奴隸解放機運ノ醸釀及運動」、「第七 解放ノ議論及方法」という7つの問題を論じている[『蒙古奴隸問題（政治思想）』]。サガラジャブらのこの「蒙古奴隸問題」は、當時ある程度の影響力を持っていたようである。7月2日、関東軍第7師団参謀部はこれを熱師常報第23号『蒙古奴隸問題（政治思想）』として編集し、「蒙古奴隸ノ實相ヲ赤裸々ニ記述シタル点蒙古研究ノ好資料ト認メ増刷配布ス』[『蒙古奴隸問題（政治思想）』]とし、関係各部隊に配布している。また、既述の石塚邦器は、8月11日、広田弘毅と菱刈隆にそれを「輿論ト一般ノ認識ヲ喚起スヘク」ものと述べ、「其内容見ルヘキモノアリ、本問題検討上好個ノ資料ト認メラルル」と報告している[「昭和九年8 蒙古奴隸問題参考資料送付ノ件」]。

サガラジャブらはモンゴル社会が貴族と奴隸からなると述べ、それを次のように分析した。貴族は、一般貴族と特別貴族に分かれる。一般貴族とは王公、貝勒等を指し、特別貴族とは僧侶である。奴隸は、平民と家奴に分かれる。平民は貴族に隸属する箭丁、隨丁、陵丁、莊丁、廟徒であり、家奴は平民に隸属するものである。平民は義務と権利を有するが、家奴は義務のみを負い権利を有さないと述べた[『蒙古奴隸問題（政治思想）』]。

サガラジャブらは、奴隸がモンゴル社会存続の基礎であり、主要生産者でもあるとみなし、以下の両理由から奴隸解放を主張している。即ち、第一義は「王道政治」を標榜する満洲国が奴隸制度を容認してはならない。第二義は解放に着手すれば、絶対的多数を占める奴隸階級が満洲国を「扶翼」するであろうと述べた。さらに、奴隸解放方法について、彼らは当局の裁量によるとしつつも、奴隸解放の実質について以下の意見を提案している。

1. 解放ノ其日ヨリ平民家奴ノ別ナク舊所屬主トノ権利義務關係ハ完全ニ解消スルコト。
2. 解放ノ其日ヨリ貴族奴隸ノ別ハ法律ノ前ニ解消スルコト。

3. 解放ノ日ヨリ平民或ハ家奴ノ從前ヨリノ所有スル私有財産ハ、凡テ從來ノ主人ヨリノ侵害ヲ受クルコトナク、各々平民家奴ノ財産トシテ完全ナル所有權ヲ認メルコト。
4. 家奴或ハ之ト同等ノ平民ニシテ主人ト同居ノモノ々赤貧ナル時ハ、其主人ノ資産ヨリ生活維持ニ要スル費用ヲ幾代ニ亘ル納税労役ノ報酬トシテ給與スルコト。五十歳以上及十五歳未満ノ家奴及之ト同等ノ平民ニシテ其主人ト同居ノ者ニ對シテ又如斯スルコト。
5. 中央ニ於テハ臨時専門委員會ノ如キモノヲ組織シテ、指導監督ニ任せシメ、以テ解放ヲ促進スルコト[『蒙古奴隸問題（政治思想）』]。

これは實際上奴隸の法的解放を主張したものであり、ここから地方におけるモンゴル人官吏の考えが興安総署の奴隸解放対策と異なっていたことが窺われる。

これまで菊竹実蔵をはじめとする興安総署、満洲評論社の橋樸、サガラジャブらを代表とする地方のモンゴル人官吏の奴隸をめぐる考えの違いを述べてきたが、モンゴル地域の奴隸とはいって如何なるものであったのか。これについて、二木博史氏の研究によれば、まずモンゴル地域の奴隸の名称が多く、それはフート、ポール、ヒタド、ゲリーン・フン、ゲリーン・オロス、シャビ等で称され、そして主人の階級・階層によって奴隸の名称が異なる可能性もある[二木博史 1987 : 33]。また、奴隸の数から見ると、奴隸は戸籍に記録されないので、正確な数字は不明だが、モンゴル社会の全体のなかで極めて少数であった。さらに、奴隸は性質上では、その人身の自由が制限され、売買・贈与の対象となり、法的行為の主体・客体に完全になつていなかった[二木博史 1987 : 22]。ところが、まさにこうした奴隸をめぐる興安総署と橋の見解の相違がその後の政策論争の起因となっており、地方のモンゴル人官吏の奴隸解放の主張も論争と関わって行く。

2 蒙政部の政策展開と満洲評論派の批判

2-1 蒙政部の設置と満洲評論派の対モンゴル民族統治論の形成

1934年12月1日、満洲国政府は興安総署を廃止し、蒙政部を設置した。これは、興安省の蒙旗体制構想の転換、興安省外旧蒙旗統治政策の調整、國務院の行政システムの再設計および関東軍の全モンゴル人地域に対する政策の狙いといった要因を同時に考え、満洲国の当初の対モンゴル民族政策に調整を行った結果であった⁸。また、興安四分省を昇格させて興安四省とした。この際、蒙政部の依田次長は、モンゴル民族の現状がほかの民族と著しく異なっており、その文化、経済等も相当遅れているので、「稍々進んだ民度を有する他のものと同一水準に於ける統治を許さず、従って政治的に將た經濟的に當分他民族と切離し、(中略)速かに獨立獨歩し得る程度に引き揚げ、斯くして五族協和の本義に歸納せしむるの必要を認むる次第である」[依田四郎 1934: 22]と説明している。ここで「当分」、「速やか」および「五族協和の本義への回帰」とは実際には蒙政部および対モンゴル「特殊行政」の実施期間が限定されていたことを暗示しているが、これがいったいいつまで続くのかについて関東軍と満洲国当局は当初から明確には表明しなかったのである。

依田のこの説明は、蒙政部設置の必要性について日満官吏の理解を求める意味もあったと思われる。にもかかわらず、その妥当性等をめぐる議論は俄かに巻き起こった。右近という署名の人物は、12月8日発行の『満洲評論』の「時評」欄において、「蒙政改革と蒙古開放」を発表した。そこで彼は、興安総署が蒙政部として民政部と同列に格上げされ、興安四分省が民政部管轄下各省と比肩する四省に昇格したことを「第一項の改制」と称した。また、蒙政部が興安四省の蒙旗のみならず、民政部管轄下各省内の蒙旗をも指揮監督するようになったことを「第二項の改制」と称した[右近 1934: 2]。

右近は「第一項の改制」を肯定したが、「第二項の改制」に対しては批判的であり、これによって「居住主義を原則とする地方行政組織の分野に屬人主義を導入する事により、徒らにその調整を亂す」、「かくの如き混亂が漢蒙人間の民族的反撥を彌が上に刺激する」という二つの弊害が起るであろうと指摘した。これにより、彼は、「この種の制度はたゞ過渡時代に充分の融通性を備へてのみ施行せらるべきで、決して永久的な

性質を與へるに適しない」[右近 1934: 3]と述べた。これは明らかに蒙政部の長期的な存続性を否定したことである。

また、右近は今次の行政改革が「將來蒙古に有効な新政を行ふための準備工作として適切な立法であった」と認めながらも、その直接の効果が「蒙古民族開放といふ偉大な事業の根幹に觸れるところは至って希薄である」と批判した。その上で、彼は「蒙古開放の根幹」とは「蒙古の青年を大量的に訓練し鼓舞することによりて、彼等の民族主義的覺醒を促進せしめ、新鋭なる日系官吏がこれらの蒙古青年知識分子を相手としつゝ、民族解放、農奴解放（この兩者は相互不可分の運動である）を實施するに適する如き状態に新行政機構を整備することである」[右近 1934: 3]と指摘している。このように、右近は農奴解放を主張しているが、これは実際には橋とほぼ同じ立場のものであった。

1935年2月に入り、依田次長は2月16日付『満洲日報』夕刊に「對蒙工作本年から具體化」という談話发表了。ここで依田は、「對蒙工作は色々議論されて居やうが、要は文化程度の甚だしく遅れて居る蒙古人のことだ漸を逐うて施設して行かねばなるまい」という考え方から、1935年の活動として以下の3項目を挙げた。

第一は、省民の生活を自給自足に導くための經濟的施設をすること。第二、文化的施設によって省民の知識を開發すること。第三、王公の身分保證制を設けて、彼等の生活を公私混淆の現在から離脱せしめること[依田四郎 1935a]。

依田はこの3項目についてそれぞれ次のように説明している。即ち、第一では、移動性を定着性に転向させ、牧畜を本位とする農業を実施し、日本内地の農民を農業適地に移民させ、モンゴル人に農業を覚えさせる。第二では、モンゴル人の生活と不可分の関係にある宗教を通じて彼らを啓発し、僧侶を日本に留学させ、帰郷後にその所在部落の中心指導員とする。第三では、旗收入によって王公の私生活が営まれている不合理な状況を改変し、公私の區別を明らかにし、報酬制か何かに改めて王公の身分を保証するとした[依田四郎

1935a]。ここから見ると、蒙政部では経済、文化施設および僧侶、王公問題を政策の優先的課題としているが、奴隸解放を政策問題として言及していないことがわかる。

依田の談話が発表されると、橋は「近頃依田次長の名で蒙政の新方針が発表された」と反応し、2月25日付『満洲日報』夕刊の「日曜評壇」において「蒙政の畫龍點睛」を発表した。橋は「申すまでもなく、蒙古民族は満洲國の最重要なる構成分子の一つであり、殊にそれは日本の大陸政策を展開する上に特殊の役割を受持つべき運命を負ってゐる」とその重要性を訴え、蒙政部が今年から次の3項目を施策しようとしていると述べた。

一、移動から定着へ、遊牧から牧農兼営へと、一步高い經濟生活段階に誘き入れること。二、喇嘛僧に新しい教養を與へ、それを通じて大衆を一步高い文化生活段階へ誘き入れること。三、王公及び喇嘛の封建的諸特權を廢止し（裏面からいへば、彼等に隸屬する農奴及奴隸を解放し）、年金制その他の方法を設けて、その生活を保證すること[橋樺 1935a]。

これに対し、橋はまず肯定的意見を示し、蒙政部が外力による合法的手段によってモンゴルの原始封建社会を一躍近代社会に改造しようとすると述べ、その意図が「一見餘りに急進的であるやうだが、然しその實施に適當な順序と時間とを與へるに於ては、前記の三項こそ正にこの革命的事業のために、必要にして且つ充分なる條件に外ならぬ」[橋樺 1935a]と評価した。

同時に、橋は蒙政部当局に注意してほしいこととして、「第一は新聞紙を通じて知り得る限りでは、當局が前記の三條件を實施するため現に用意してゐる方法が聊か局部的であり、且つ偏日本的である」、「第二は各條件のうち何れが中心的のものであるか明瞭を缺く」[橋樺 1935a]という2点を指摘した。

その上、橋はモンゴルの社会階級が貴族（王公と僧侶）、臣属（タイジ）、平民（農奴）、奴隸から構成され、このなかで平民と呼ばれる農奴が民族生産力の淵源であり、彼らに自由を与え、その生産欲求を刺激しなければ、モンゴル社会の発展を期待することができない

とみなし、それゆえモンゴル革命の中心工作が「第三條件就中農奴解放にある」と指摘した[橋樺 1935a]。

以上より橋は、「蒙古民族解放は日本の大陸政策中の重要なプログラムの一つである」と位置付け、「この民族解放は前記の如き革命過程を経て始めて可能であり、而してこの革命過程は農奴解放によりて始めて完成される」と指摘し、「これこそ蒙政工作における畫龍點睛である」[橋樺 1935a]と述べた。

橋に続き小泉⁹は、3月2日発行の『満洲評論』の「時評」欄で「對蒙政策の中心點」を発表した。彼は依田の上述の発表に基づき、蒙政部当局の方針として次の3点を示した。

一、移動から定着へ、遊牧から牧農兼営へと、一步高い經濟生活段階に導き入れること。二、喇嘛僧に新しい教養を與へ、それを通じて大衆を一步高い文化生活段階へ導き入れること。三、王公及び喇嘛の封建的諸特權を廢止し、年金制その他の方法を設けて、その生活を保證すること[小泉 1935 : 9]。

これに対し、小泉はそれ自体が充分正しいと肯定するとともに、その中心点と重要性が提示されていないと批判した上で、独自の対モンゴル政策中心論を示した。

小泉は、まず対モンゴル政策の究極の目標について以下のように述べている。即ち、モンゴル民族に対して、政治上特殊な地位を与え、經濟上の保護政策を採るのは、彼らの經濟を漢人のレベルまで高め、これによつて両民族間の対立の經濟的要因を取除くためである。その段階と時期になれば、モンゴル民族の特殊な政治地位が消滅し、蒙政部のような特別な機関も存在の必要がなくなる。したがつて、現在モンゴル民族を特殊な民族として、彼らに特殊な政策を行うことは、将来彼らを一般的水準の民族として、一般的な政策を行つたための前提条件となるが、対モンゴル政策の究極の目標はここにあると論じた[小泉 1935 : 9]。

次いで、小泉はモンゴル社会が貴族（王公、貝勒、タブナン、タイジ、僧侶）、農奴（箭丁、隨丁、陵丁、莊丁、廟徒）、奴隸（家奴）からなるが、生産階級となるのは農奴であるとみなし、それゆえ対モンゴル政策

の究極の目標に達するための中心活動を農奴解放に置き、そのため農奴の生産力発展の阻害物となる身分制的従属関係を清算しなければならないと主張した[小泉 1935 : 9]。

さらに、小泉は以上の準備として次の 3 点を示した。

- (1) 当局において農業、畜産に関する機関を設ける。
- (2) 貴族に対して年金等の制度によってその身分を清算し、王公のなかから有用な人材を登用して、王公の特権を清算する。(3) 王公の身分清算と同時に農奴を解放し、各世帯に土地を与え、使用権を所有権へと変更する。その上、小泉は「叙上の如き準備工作を基礎に農奴を解放し、窮屈目標に到達することが、吾々の對蒙政策の中心點である」[小泉 1935 : 10]と指摘した。

以上、ここまで述べてきたように、右近、橋、小泉はそれぞれ「蒙古開放の根幹」、「蒙政の畫龍點睛」、「對蒙政策の中心點」を主張し、蒙政部の設置もしくはその対モンゴル民族政策について議論したが、彼らは共通して農奴解放こそが対モンゴル民族政策の中心的課題であると考えていた。これに対して、後述する西藤辰雄は「農奴解放を以って蒙政の中心工作であるとする理論を指して『満洲評論派の蒙政理論』と稱するのである」[西藤辰雄 1935b : 48]と指摘した¹⁰。このように、満洲評論派の対モンゴル民族統治論が現れ、蒙政部の対モンゴル民族政策論に比肩するものとなった。しかし、満洲評論派は蒙政部の政策を全面的に否定したものではなく、その蒙政部との根本的な見解の相違点は、農奴解放を対モンゴル民族政策の中心としようと主張したことにある。

2-2 蒙政部の政策説明と満洲評論派の批判の激化

満洲評論派の主張は、いわば蒙政部に対する攻撃であり、その権威に対する挑戦であった。橋はさらに、「今後は當局から大衆的刊行物を通じて蒙古の諸事情、それに對する政府の政策、見解等を差つかへなき限り盛んに説示されんことを切望する次第である」[橋樺 1935a]と要求していた。

これに対応するためであったと筆者は考えるが、依田次長は 6 月 1 日発行の『満洲行政』第 2 卷第 6 号即ち「蒙古事情特集号」の巻頭に「對蒙政策の根幹」と

題した文章を発表し、「特別行政區の設立」と「如何に救ふべきか」という 2 点から満洲評論派に答えた。

まず、「特別行政區の設立」では、蒙政部と興安各省設置の政策意図の説明を行った。ここで依田は、中國近代の対モンゴル民族政策について、「支那近代史を見るに、支那が比較的蒙古に好意を示したと云はれる清朝時代に於てさへその對策の結論は、如何にすれば蒙古を無力なる民族、反抗力を失った國民となすことが出来るかにあった様である」[依田四郎 1935b : 2-3]と述べ、モンゴル民族の威力を解消する政策であったと指摘した。その上、彼はこの実情に鑑み、満洲国成立の際に興安総署と興安省を設け、その後蒙政部と興安各省の設置を決定したと説明した[依田四郎 1935b : 3]。

この説明を見ると、蒙政部について右近や小泉が行政的または経済的必要による過渡的なものとしていたことに対し、蒙政部は民族統治の政治的必要性から長期的に存続するものとして考えていた。

次に、「如何に救ふべきか」で依田は、「今や絶望の淵に頻する蒙古民族を救ひ出し、近代文化の注入、自己更生の途を教ふることは人道上の問題であり、殊に血に繋がる日滿兩國民の一大使命であらう」とし、「吾人が蒙古を救ふが為に何を為すべきか、現在盡すべき事業は何であるか」[依田四郎 1935b : 3]を課題として対モンゴル民族政策の実施についての説明を行っている。

依田は、当面の対モンゴル民族政策の急務として、「その最大急務は生活そのものを教育することである。(中略) 即ち從來の他力本願から自力更生の精神生活に立ちかへらせることである」[依田四郎 1935b : 3-4]とみなした。そして、「今後の教育はその政策を行ひ、政治、軍事の方面は一時押さへ、専ら産業の繁榮に力を注ぐべきであらう」と今後の政策の重点を表明し、その理由を「元來蒙古民族は、政治、軍事方面には憧憬と趣味を持つ先天的特質を有して居る。放せばこれに全勢力を傾注して其の他の生活や産業等を等閑にする」[依田四郎 1935b : 4]と説明した。これは蒙政部の政策確立とその重点選択上の基本的な考え方であり、満洲評論派の農奴解放を中心とする統治論と異なっていた。

以上を踏まえ、依田は王公の生活保障、庶民の経済観念の改変、僧侶の日本留学といった社会階級改造および牧畜の改良という経済形態の変革について述べ、また人口、衛生に関して遊牧生活より固定生活に誘導し、農耕を勧め、部落生活への転換を指導するといった蒙政部の政策を示した[依田四郎 1935b : 4-5 参照]。ここから見ると、蒙政部は王公、僧侶、庶民観念を中心とし、蒙ゴル社会階級構造に対して改造を行うことを目指していたと判断されるが、依然として奴隸解放問題をその政策項目に入れなかつたのである。

依田次長の以上の説明は、これまでの蒙政部の政策を示すと同時に、批判に対して今後の政策を示すものでもあった。しかし、満洲評論派の批判はこれによつては止まらず、6月以降蒙政部の1935年度予算¹¹および産業開発計画をめぐってさらに激化する。

6月19日、蒙政部の1935年度行政方針として、「蒙政部では蒙旗行政方針を從來の治安第一主義から一進展して、一、産業開発、一、文化の向上發展等に力を注ぐ事となつた」[『新京日日新聞』1935.6.19、朝刊]と発表された。蒙政部がこの方針により、1935年の新予算年度を期して全面的産業開発に乗出すことになつたが、この予算項目（単位百圓）と産業開発計画は6月23日付『満洲日報』朝刊で掲載された。

経常部 (一) 蒙政本部 2,369、(一) 興安省公署 556、(一) 特殊警察費 580、(一) 旗公署 1,108、(一) 綿羊改良場 245、(一) 興安學院 122、(一) 衛生費 164、(一) 各種支出 473。臨時部 (一) 補助費 2,298、(一) 家畜防疫費 355、(一) 調査及講習費 163、(一) 産業振興費 160、(一) 教科費印刷費 133。

一、全滿林産の三分の一を占むる興安嶺を中心とする林業の統制監督とこれにより生ずる木材収入の増収を圖る。一、從來の原始牧畜に改善を加へるため綿羊改良場、牛・馬改良場設置、並びに家畜の傳染病防疫施設、右に對する指導獎勵及び補助を行ひ、半農半牧の實現を期する。一、畜産組合を設置せしめ、統制ある公認家畜市場を王爺廟、海拉爾、大板上等に設置する[『満洲日報』1935.6.23、朝刊]。

以上が発表されると、橋は6月24日付『満洲日報』夕刊の「日曜評壇」欄において「察哈爾問題の發展性」と題した文章で蒙政部を批判し、モンゴル全体に対する開放理論と方策の確立を唱えた。

橋はまず、東洋諸民族の領袖である日本がモンゴル民族開放の理論と方策を用意しているかどうかには疑問の余地があると述べ、当局が蒙政部、興安各省および旗公署の設置によって国内民族開放の形式的部分に一つの画期的な解決を行い、それにより国内外のモンゴル民族に深い刺激を与えたと賞賛しながらも、彼らの努力がどうしてこの辺で停頓し、モンゴル民族開放の最も重要な部分となる農奴解放に関心を持たないかと批判した。そして、農奴解放こそがモンゴル社会に対するブルジョア革命の第一歩であり、この段階を経ることによってのみ彼らが初めてほかの諸民族と対等の地位に進むことができると主張した[橋樸 1935b]。

次に、橋は蒙政部を批判し、その1935年度予算の概要を見たが、「至って簡単な報道に過ぎないので、それを根據として或る判断を下すことは聊か輕躁を免れぬ」と断った上で、「兎に角私がそれから受けた印象を率直に言へば、失望以外の何ものでもなかつた」[橋樸 1935b]と述べている。橋の「失望」、つまり批判点は次の2点であった。即ち、「それ[歳出項目——引用者]には農奴解放と直接又は間接に關係ある施設を發見することが出來ない」、「新たに樹立される産業政策が蒙民經濟生活の枝葉を調べることに偏して、その重心に觸れんことを忘れて居りはせぬか」と批判した。とくに産業開発について、「産業政策三項の中蒙民にとって最も重要と思はれるものは第二項である」にもかかわらず、「その具體的方法は未開なる彼等の欲求又は理解能力の水準から見て、餘りに高く懸けはなれたものである」と非難している。また、これらの問題を農奴解放と関連させ、如何にして「彼等の生産方法を合理化しても、それから生ずる増収が從來通り領主の手にのみ歸するやうでは駄目だから、それと並行して農奴開放の穩當な方策が開かれねばならない」[橋樸 1935b]と主張した。

さらに、橋は一步進んでその農奴解放論をモンゴル全体に敷衍する「蒙古開放」の理論と方法としての確立を目指した。これは、橋が「一日も早く所謂開放の

理論と方法とを確立し、これを國內の蒙古社會に實施して、單に察哈爾のみならず、汎く西部及び北部地方の全蒙古大衆に對し彼等の向ふ處を知らしめることに努力せねばならぬと思ふ」と述べたことから明らかである。こうした考えにより、橋は7月29日付『満洲日報』夕刊の「日曜評壇」欄に記した「外蒙古開放の第一歩」において、外モンゴルに対する日本の対策と期待は、「原則として満洲國及西部内蒙古諸旗に對する同一のこと、即ち蒙古民族及その中の生産者たる農奴を、彼等を搾取する異民族及支配階級の手から解放すべしといふ一般的要求を其まゝ蘇聯对外蒙古の關係にも適用せよといふに外ならぬ」[橋樺 1935c]と述べている。

3 西藤辰雄の蒙政部擁護とマスメディアの反応

3-1 西藤辰雄による蒙政部擁護

西藤辰雄について、現在、蒙古事情研究会員であること以外についての詳細な経歴は不明であるが、早くからモンゴル地域の社会、奴隸といった問題を研究していた人物であったようである。例えば、西藤が蒙古事情研究会による1934年10月発行の『蒙古事情研究資料』誌において「蒙古社會の階級と所謂奴隸」を発表したという記録もある[満洲事情案内所 1937 : 141]。しかし、筆者は今のところ、この掲載誌の所在を確認できていない。ところが、西藤のモンゴル社会の性質および満洲国の対モンゴル民族政策についての考えは、その1935年6月15日に出版された『蒙古事情概要』において伺い知ることができる。ここでモンゴル社会の性質について、西藤は「王公、平民、奴隸の關係が、蒙古社會を封建的に色彩るのである」[西藤辰雄 1935a : 17]とはいえ、中世初期の農業と土地所有をもって封建制度を定義するならば、「主要生産として支配的地位に立つ農業も、その結果として生ずる土地の大所有も共に起つてゐない蒙古の社會は、典型的な封建社會でもない」[西藤辰雄 1935a : 18]と考えていた。また、満洲国の対モンゴル民族政策について、西藤は「近世に於ける蒙古の衰亡は、素より蒙民自身の無知蒙昧にも因るが、より直接的な原因はが漢人の壓迫に在つ

た」[西藤辰雄 1935a : 69]という考えに基づき、「満洲帝國の對蒙政策は、實に蒙古衰滅の根源を除去し、同時に、數世紀も遅れた文化、産業に停滞してゐる蒙古民族を、急速に近代的水準にまで導くための唯一の政策である」[西藤辰雄 1935a : 70]とみなし、興安各省および蒙政部の設置を高く評価していた。

從来から以上のような考えを持っていた西藤は、蒙政部と満洲評論派との激論のさなか、1935年9月1日発行の『満洲行政』において「蒙政の客觀と農奴解放論」を発表し、「蒙政に對して我々の畏敬する橋樺氏は、昨年以來、満洲評論誌並に満日紙上で數次に涉って不滿の意を表してゐられる」[西藤辰雄 1935b : 46]と述べ、蒙政部の政策を擁護した。

西藤は、蒙政部の対モンゴル民族政策を当局の発表に基づき、次のように要約した。

一、蒙古社會の唯一の生産手段たる土地は原則として蒙旗民の總有を認める。二、王公の公私生活を分離し、その存在が蒙古社會の文化的、經濟的發展の桎梏たらざるものたらしめる。三、移動分散せる蒙古人を部落を形成して定住せしめ、その基礎的產業を牧畜より半牧半農に轉換して、より高き經濟段階に導く。四、蒙古に於ける企業は原則として蒙政部が統制を加へ、蒙古人の生活を資本主義の壓迫から防衛する。五、一般に教育を普及すると共に、喇嘛に新しき教養を施して、より高き文化段階に導く[西藤辰雄 1935b : 46-47]。

これに対し、西藤は、第1項がモンゴルの「土地總有制度」を認めており、第2項がモンゴル社會の上部構造の変革であり、モンゴルの身分制の廢止を意味し、第3項がモンゴル社會における下部構造即ち基礎的產業の転換であり、第4項がモンゴル民族の利益を擁護し、モンゴル社會の資本主義化を抑え、第5項がモンゴルの新社會建設と文化發展の推進力を培うものであると評価した[西藤辰雄 1935b : 47]。

次に、西藤は橋の所論を以下のように要約した。

一、蒙古原始封建社會は農奴社會であり、その民

族生産力の淵源を成すものは農奴である。二、農奴を貴族の桎梏から解放して自由を與へ、生産欲求を刺激せざれば蒙古社會は發展せぬ。三、農奴解放は蒙古社會に對するブルジョア革命の第一歩であり、この段階を経ることによってのみ彼等は民族と對等の地位に進み得る。從って、農奴解放は蒙政の畫龍點睛であるが、蒙政部の施政は直接にも間接にも農奴解放に觸れると見るべきものが無い[西藤辰雄 1935b : 47]。

西藤は橋の所論に対して、それぞれ項目ごとに次のような批判を行った。

第1項に対し、西藤は橋のモンゴル地域の「農奴」と「蒙古原始封建社會」という考えに疑問を提出した。彼は「農業が存在しなかった蒙古牧人社會に農奴が存在するとは謂ひ難い」ので、「橋氏の謂はれる農奴とは、かつて薩嘎拉扎布、哈豐阿兩氏によって定義せられた平民奴隸の謂ひである」と解釈した。また、「主要生産として支配的地位にたつ農業も、その結果生じたる土地の大所有も、共に起つてゐないところの蒙古牧人社會は、封建的色彩を有するにも拘らず純然たる封建社會とは斷言し難い」ので、「橋氏の謂はれる蒙古原始封建社會は、封建類似社會と解釋する」[西藤辰雄 1935b : 48]とした。

第2項に対し、西藤はモンゴル民族の性格とモンゴル社會階級の改造という2点から批判を行った。彼はモンゴル民族の財を蓄積しないといった「限りなき怠惰」と見られる性格が「結局それは地理的環境が作り上げた性格である」と指摘し、「故に、蒙古人に生産欲求を尋ねることは甚だ當らない。從って亦、自由を與へたところで、それのみで直ちに生産欲求が發動しやうとは思へない」[西藤辰雄 1935b:48]と述べた。また、モンゴル地域の平民を奴隸と呼ぶのは誤解を生じさせると批判し、モンゴルの眞の奴隸である家奴が既に主人の自覺によって解放されつつあり、王公貴族の身分制も制度上から廃止されていると指摘し、「蒙政部の對蒙古政策は必ずしも王公偏重、傳統保守ではないのであって、橋氏の指摘せられるが如くに『中心工作を外れてゐる』ものとは思はれない」[西藤辰雄 1935b : 49]と反論した。

第3項に対し、西藤はモンゴル社會革命の自律性を否定して批判を行った。彼は、「蒙古社會革命過程の特異な點は、民族内部に於て自動的に成就せられるものでなくして、他動的に成就せられつゝあるところにある」という外來勢力による他律的実現論を主張し、「封建社會の崩壊は資本主義社會の誕生であるとの定跡は、この場合には無視せられる」[西藤辰雄 1935b : 50]と指摘した。これに基づき、西藤は蒙政部の對モンゴル民族政策が「蒙古社會の資本主義化を回避してゐる。そして、蒙古固有の經濟制度、即ち總有制と私有制とを調和せる制度を發展し再組織して、進歩せる共同制社會にまで飛躍せしめやうとしてゐる」と弁護した[西藤辰雄 1935b : 50]。

3-2 論争をめぐるマスメディアの反応

満洲評論派による批判がはじまったその時から、いくつかのマスメディアはそれぞれの立場から、各派に舞台を提供することで直接あるいは間接的に論争に参加し、その展開を促してきた。

満洲評論社の『満洲評論』誌では、満洲國の成立当初より「『一切の政治的・經濟的利害から獨立して』、これがわが『満洲評論』獨自の立場であり、その『自由な・厳正な批判』が、われらの念とするところである」[小山貞知 1932、はしがき]と標榜していた。橋、右近、小泉は、この雑誌の「時評」欄において、興安總署および蒙政部の對モンゴル民族政策を批判し、彼ら独自の理論を主張した。そのほか、満洲國軍政部によつて1935年2月に創刊された『鐵心』誌は、創刊号の「国内時評」欄において右近の文章を転載しているが[『鐵心』創刊号：9-11]、同誌もこれによって論争への態度を表したと考えられる。

『満洲日報』¹²は大連で発行されており、主義系統が「満鐵系」[外務省情報部 1936 : 42]であったが、論争が始まるとすぐにそこに加わり、やがて『満洲評論』にかわって、橋による蒙政部攻撃の主要な「陣地」となって行く。この『満洲日報』(のち『満洲日日新聞』)は、1935年2月18日から1936年5月4日にかけて、月曜夕刊第1面に「日曜評壇」欄を設けていた。橋の「年譜」1935年の項には「この頃、『満洲日日新聞社』(大連)の論説委員(嘱記)を兼ね」[橋樸著作集刊行

委員会 1966 : 729]と記されているような経緯によるかもしれないが、この「日曜評壇」は橋一人が執筆を担当した個人「評壇」となった¹³。橋は、この「日曜評壇」を利用し、蒙政部と論争した。

一方、満洲行政学会の『満洲行政』誌は、「識者の忌憚なき意見を發表して相互に批判する機會を與え、獨り行政問題のみに局限せず、全面的に満洲國の啓蒙に寄與の實を擧げたい」[小山倉之助 1934 : 1]という志の下で、1934年12月に発刊され、西藤や依田に文章発表の舞台を提供した。さらに、『満洲行政』では、蒙政部と満洲評論派の論争が活発化するなかで、「日満兩國と密接不可離な蒙古の赤裸々の姿と、此の地方に於ける近代的な政治經濟の動向に對する適確な認識を喚起したいと思ふ編輯者の苦心を諒して戴きます」[『満洲行政』第2巻第6号、編輯後記]として、モンゴル事情研究号の発行も行っている。

ところで、以上の新聞雑誌が論争に誌面を提供していた頃、「當地邦字紙中第一流の新聞紙にして社會各方面に歡迎せらる」[外務省情報部 1936 : 3]とされた『新京日日新聞』¹⁴は、永く沈黙を保っていた。しかし同紙は、西藤による反論が発表されると、「近時、いはゆる『満洲評論派』の理論に對して一つの批判的理論が展開されたことは満洲に於いても學術的論議が持たれるに至った證左として喜ぶべきことであらう」と反応し、9月22日付朝刊で「蒙古を理解せよ 蒙政の課題を出發點から」との社説を発表した。ここでまず、「西藤氏の批判は、橋氏への對立といふこと以上、満洲國蒙政部當局をしていはゆる蒙政の現實についてその實状を公表せしめようとする要求を要求したものであらう。まさしく、この要望はまたわれらのものである」と同社の態度を表明し、「われらはいま聲を大にして言ふ、蒙古に對する認識を深めよ」と呼びかけた。そしてそのため、「一般大衆が最も基礎的な出發點に立ちかへつて、蒙古社會の現段階に於ける實態とそこに存在する問題とを明白に理解することから始むべし」、「かれらの社會の根幹的基礎たる經濟的發達の段階の究明からはじめねばならぬ」[『新京日日新聞』1935.9.22、朝刊]と主張した。

4 蒙政部の政策動向と論争の終結

4-1 蒙政部の政策動向と奴隸解放議案の廃案

1936年に入ると、蒙政部總務司長の関口保は1月15日付『新京日日新聞』夕刊で「縣旗行政の調整と有畜農業の樹立 内蒙の動きと蒙人問題」を發表し、土地問題の解決、王公の生活保障、錦熟蒙旗の処理、産業開発、教育施設といった問題に対する政策の方針と重点を示している。これは蒙政部が過去1年間の対モンゴル民族政策の実態と、情勢変化に基づく今後の政策の動向を示したものであった。

ここで注目しておきたいのは、関口は「蒙古人の土地觀念は端的にいへば土地の民族總有にして、近代的觀念とは全く相容れないものがある。これは未だ封建制度が彼等の社會に對し支配的存在となつてゐるためで、土地開放問題等の諸問題も全てこれに基因してゐる」[関口保 1936]と述べたことである。即ち、蒙政部は蒙地をめぐるモンゴル民族の觀念を政策上から批判し、封建制度の支配的存在をすべての政策問題の基因としている。にもかかわらず、封建制度の產物である奴隸問題は依然として言及されず、満洲評論派の主張する農奴解放は政策建議として受け入れられなかつた。

ところで、奴隸解放問題は、モンゴル人官吏の間で絶えることなく議論されていた。これについて、蒙政部チメドサンピル大臣が1935年7月に各旗長に親展書を發し、「世界の何處にたりとも今尚奴隸制度が存在してゐるとすれば、それは人類の恥辱であるが、蒙古の一部には奴隸制度の弊風が殘存してゐると聽く。斯くの如きは速かに解放して蒙古人の名譽を守るべきである」[西藤辰雄 1935b : 49]と促したことがあった。にもかかわらず、1936年3月25、26両日に開かれた興安四省省長会議において、興安西省は依然として「奴隸解放ノ件」を提案した。ここでは、興安西省が調査に基づいて奴隸を「平民奴隸」と「家奴」との2種類に分け、「奴隸解放ハ事實上何等ノ困難無キモノナリ」[蒙政部 1936 : 172]と述べながらも、次の「解放要領」を提出した。

1. 通令ヲ發セラレ、各旗奴隸制度ヲ廢止シ、貴

族、平民、家奴間ノ一切ノ権利義務關係ヲ撤銷ノコト。2. 貴族、平民、家奴ハ法律上其ノ地位ヲ平等トナシ、通令並ニ佈告及小冊子ニテ一般ニ廣ク知ラシムルコト。3. 平民或ハ家奴所有ノ私有財産權ハ凡テ繼續享受スルモノトシ、原屬主人ハ之ヲ侵略スヘカラス。4. 旗公署ヨリ責任ヲ以テ貸款ヲ借用シ、被解放ノ赤貧家奴ニ轉借シ、之ヲシテ旗公有土地内ニ耕種（農業）ニ從事セシメ、以テ其ノ獨立生計ノ樹立ニ資セム。（5）主人ト奴隸トカ繼續シテ其ノ共同生活ヲナサムトスル時ハ、之ヲシテ雇傭關係ヲ確立セシメ、而シテ旗公署ヨリ隨時之力監督ヲナスコト。（6）省公署ヨリ職員ヲ各地ニ派シ、奴隸解放ノ意義ヲ宣布シ、以テ之力徹底ヲ期シテ、王道精神ノ眞髓ヲ知ラシメムトス[蒙政部 1936 : 172]。

これは明らかに奴隸の法的解放を主張したことであり、同時に奴隸解放をめぐる現地の考え方を示したものでもあった。しかし、この議案に対する蒙政部の態度は、シューミンガ（寿明阿）民政司長が「我國ニ於テハ法制上奴隸ナルモノヲ認メテ居ラヌ。從ッテ現在尚地方ニ斯ル奴隸ガ存在スルトスレバ、貴省長ニ於テ適當ニ之ガ取締ニ付善處セラレン事ヲ望ミマス」[蒙政部 1936 : 233]と答えたように、依然として奴隸解放法令を公布せずに自然的解決を図っていた。それ以降、奴隸解放議案は満洲国から姿を消す。

ところが、モンゴル地域の奴隸問題は、これによって解消したわけではなかった。2年後、興安西省アルホルチン旗の日本人官吏の島村三郎が「民国十九年の解放案の如き解放後の身の振方まで決めた、親切な指示が速になされなくてはならない」[島村三郎 1938 : 63]と要望していた。また、ハーフンガによれば、1940年9月現在で「實態調査を實施したハラトクチン部落に於ては尚ほ一二の奴隸が殘存してゐる」[哈豐阿 1940 : 12]ことがあった。

4-2 凌陸通ソ事件の発生と政策論争の終結

蒙政部の政策に新たな動向が表れ、満洲評論派の主張を受け入れなかつたにもかかわらず、橋は依然として農奴解放を主張し続けていた。これは、「権力と対決するというんじやなくて、何らかの交渉は持ちながら

も、これを改革して行こうという姿勢が橋さんにはある」[橋樸著作集刊行委員会 1966 : 751]と述べられた橋の個人的性格と関係があつただろう。橋は3月12日に成立したソ蒙相互援助条約を背景として、4月13日付『満洲日日新聞』夕刊の「日曜評壇」で「外蒙古問題と日蘇」を発表した。ここで橋は、「外蒙古問題の高調されつゝあるのを好機會として、私は次の如き政策を以て、あらゆる蒙古民族に對する行動を一貫せよと日滿國民に勧告したい」として、「蒙古民族中の大多數を占め且つその唯一の生産者であるところの牧民層を、異民族及び領主の封建的支配から解放せよ、そして原則として彼等には適當な廣さの牧場、農圃、家畜、種子農具を配給して、定着的農牧兼營者たらしめよ」[橋樸 1936]と主張していた。

一方、西藤も蒙政部の対モンゴル政策を擁護し続ける。西藤は『新京日日新聞』でモンゴルを知るための最良の手引きであると推薦された[『新京日日新聞』1935.9.22、朝刊]『蒙古事情概要』を1936年5月に『蒙古事情』と改訂し出版した。改訂後、西藤は満洲国の対モンゴル民族政策についての記述を大いに修正し、そこに「蒙政の客觀と農奴解放論」のなかで記した、蒙政部の対モンゴル民族政策の要約を加えた¹⁵。しかし、蒙政部の蒙地問題の見解が変化しつつあつたにもかかわらず、改定後も西藤は依然として「蒙古社會の唯一の生産手段たる土地は原則として蒙旗民の共有を認める」[西藤辰雄 1936a : 71]と述べている。

ところで、ちょうどこの4、5月頃、興安北省凌陸省長が日満軍の国境警備の情報をソ連と外モンゴルに漏らした嫌疑で逮捕され、死刑に処せられたいわゆる凌陸通ソ事件が発生し、また同事件による対モンゴル民族政策の変化をめぐる新たな論争がはじまる。こうしたなかで、蒙政部は依田次長をはじめ、凌陸通ソ事件への対処にかかりきりとなり、橋や西藤の蒙政部に対する批判や擁護を考慮する余裕はなくなった。

これと同時に、それまで橋がその意見を発表する場であった『満洲日日新聞』の「日曜評壇」が、5月4日付夕刊を最後に紙上から姿を消す。また、蒙政部の政策を擁護していた西藤は、凌陸通ソ事件後の論争にも加わったが、「蒙政部が正しき蒙政理論を抱懐して居りながら、尚且、政策の貧困を謳はれる理由は、蒙古

人の生活の現段階に對する進歩的な認識が缺除し、從って實践的政策が缺除してゐるためである」[西藤辰雄 1936b : 11]と述べ、蒙政部を擁護するのみではなく批判も行うようになった。こうして、この論争は凌陞通ソ事件をめぐる新たな論争に取って代わられたが、これについて筆者は別稿に譲ることにしたい。

おわりに

以上、蒙政部の対モンゴル民族政策の展開とそれに對する満洲評論派の批判の流れを追い、そしてそれをめぐる西藤辰雄の蒙政部擁護および諸マスメディアの反応を考察し、これらの政策論上の見解とその対立を明らかにした。

満洲評論派による蒙政部政策の批判はモンゴル地域の奴隸解放問題に端を発した。奴隸解放問題は王公、僧侶、平民といった社会階級と密接に絡み合った構造的問題であった。そのため、対モンゴル民族政策の担当者たちは階級的義務が自然的に解消したということを理由に奴隸問題の自然的解決を目指し、それを終始、政策要領としては掲げなかつた。というのは、もし奴隸解放法令を公布するならば、主人と隸民との関係を悪化させ、土地分配等の問題を引起し、未解決の王公生活保障問題を複雑化させるおそれがあつたからである。また、法的解放はいわゆるモンゴル民族の面子および満洲国の名誉というものを傷つける可能性もあつた。この意味から言えば、平民を農奴と理解した満洲

評論派の農奴解放論、および平民と家奴を奴隸と理解した地方のモンゴル人官吏の奴隸解放論は政策建議として絶対に受け入れられるものではなかつた。したがつて、蒙政部は満洲評論派に如何に批判されていても、また地方のモンゴル人官吏に如何に要求されていても、その既定方針の通り奴隸の自然的解決を目指した。

蒙政部と満洲評論派の論争は、如何なる理論と方法によって対モンゴル民族統治を行うかという政策選択上の論戦であった。蒙政部は政策実施の角度から各方面の条件、可能性、必要性を配慮し、経済上産業開発を政策の重点とし、政治上は対モンゴル民族中央統治機構を強化し、モンゴル人官吏の心理を安定化させた上で、逐次に社会階級を改造しようという漸進論を主張した。これに対し、満洲評論派の対モンゴル民族統治論は、農奴解放を政策の中心とし、身分制度、土地所有といった問題を関連させて全面的に、一挙に解決しようとした急進論というべきものであつた。

しかし、両者はモンゴル民族に対する最も有効な統治理論と方法を探し、日本の大陸政策の実行に有利にするということでは完全に一致していた。論争の端緒から見ても、「奴隸」、「農奴」をめぐる理解と解決対策は異なるが、両者はともにモンゴルの伝統的階級社会を満洲国の対モンゴル民族統治に適合した社会に改変しようとしたのであるといえよう。

注

- 1 ここで橋らが「農奴」を用いていることについては、「1-2」を参照。
- 2 菊竹実蔵が「稻穂生」、「健秋生」、「菊竹稻穂」という名前を使っていた。
- 3 興安局の設置とその興安総署への改称については、拙稿[2010a]を参照。
- 4 菊竹のこうした考えは、モンゴル会議において可決された「蒙古奴隸解放辦法」の第7条「モンゴルの一切の奴隸が解放された後、その所属の蒙旗は直ちにそれを旗民戸籍簿に編入し、本旗のもとの平民と同等の待遇および同等の管理を与え、これに差別を加えないこと」[蒙藏委員会 1930、「決議案」: 6]という規定に由来するものと推察される。
- 5 菊竹の辞職の経緯については、拙稿[2010c]を参照。
- 6 サガラジャブは、1929年に満鉄育成学校を卒業し、満洲事変後に内モンゴル自治軍の参謀長を務め、満洲国成立後は興安局、興安総署政務処地方科で勤務し、1933年より興安西分省公署総務科長に異動した[満蒙資料協会 1989 : 1194]。
- 7 ハーフンガについては、毛里和子[1998 : 177-208]を参照。
- 8 その詳細については、拙稿[2010b]を参照。
- 9 満洲評論社の小泉吉雅と思われる。

- 10 西藤辰雄は「満洲評論派の蒙政理論」と名付ける際に、「橋氏の右の如き理論は右近氏も満洲評論誌に於て強調してゐられる」[西藤辰雄 1935b : 48]と述べ、橋樸と右近を満洲評論派の人物として取扱っていた。小泉については、筆者は小泉が『満洲日紙』日曜評壇橋樸氏論文併看」[小泉 1935 : 9]と述べながら農奴解放を対モンゴル民族統治の中心としようと主張したことに基づき、本稿では満洲評論派のもう一人の人物とした。
- 11 満洲国は、1936年1月1日より実施する会計年度改正に基づき、1935年度予算を同年7月1日から12月末日までの半年で編成することとなった[『満洲日報』1935.6.26、朝刊]。
- 12 1927年に『遼東新報』(1905年創刊)と『満洲日日新聞』(1907年創刊)を合併して『満洲日報』とし、1935年8月[7日]に『大連新聞』と併合して『満洲日日新聞』と改題した[外務省情報部 1936 : 42]。
- 13 「日曜評壇」で発表された橋樸の文章は、筆者が数えることができたのは34篇であるが、これらは橋樸著作文集等に収録されておらず、橋樸著作集刊行委員会による「年譜」[橋樸著作集刊行委員会 1966 : 728-729]にも記載がない。また、それに関する研究も行われていないようである。
- 14 『新京日日新聞』は1920年4月に創刊され、当時は『長春實業新聞』であったが、1932年12月に『新京日日新聞』に改題された[外務省情報部 1936 : 2-3]。
- 15 ただし、「蒙政の客觀と農奴解放論」における対モンゴル民族政策の記述が5項目あったものの、『蒙古事情』では4番目の項目が脱落して、「一、二、三、五」という記述になっている[西藤辰雄 1936a : 71]。

参考文献

1. 資料

(日本語)

- 稲穂生 1935 : 「蒙古の境界（上）槐葉之介氏へ」『満洲評論』第8巻第13号。
- 右近 1934 : 「蒙政改革と蒙古開放」『満洲評論』第7巻第23号。
- 外務省情報部 1936 : 『満洲國及支那に於ける新聞雑誌 昭和11年版』。
- 菊竹稻穂 1941 : 『経蒙談義』。
- 菊竹実蔵 1933 : 「蒙古民族統治要綱（案）」東京大学教養学部国際社会科学図書室所蔵『片倉衷文書』31-29。
- 健秋生 1924 : 「蒙古茶話」『満蒙』第42号。
- 小泉 1935 : 「對蒙政策の中心點」『満洲評論』第8巻第9号。
- 「興安南分省旗民ノ奴隸解放請願ニ關スル件」：外務省外交史料館所蔵『奴隸開放及其ノ他文化運動関係雑件』I-4-0-0-1。
- 小山倉之助 1934 : 「創刊の辭」『満洲行政』第1巻第1号。
- 小山貞知 1932 : 『建國批判論集』満洲評論社。
- 西藤辰雄 1935a : 『蒙古事情概要』満洲事情案内所。
- 1935b : 「蒙政の客觀と農奴解放論」『満洲行政』第2巻第9号。
- 1936a : 『蒙古事情』満洲事情案内所。
- 1936b : 「蒙政に缺除せるもの——政治工作より經濟工作へ」『満洲行政』第3巻第6号。
- 島村三郎 1938 : 「身分社會蒙古に於ける諸問題」『内務資料月報』第2巻第3号。
- 「昭和九年八 蒙古奴隸問題参考資料送付ノ件」：外務省外交史料館所蔵『満蒙政況関係雑纂 内蒙古關係』（第2巻）A-6-1-2-(1-14)。
- 閔口保 1936 : 「縣旗行政の調整と有畜農業の樹立 内蒙の動きと蒙人問題」『新京日日新聞』1936年1月15日、夕刊。
- 橋樸 1932 : 「民族運動の組織化」『満洲評論』第3巻第24号。
- 1934 : 「蒙古民族問題と蒙古社會」『満洲評論』第6巻第22号。
- 1935a : 「蒙政の畫龍點睛」『満洲日報』1935年2月25日、夕刊。
- 1935b : 「察哈爾問題の發展性」『満洲日報』1935年6月24日、夕刊。
- 1935c : 「外蒙古開放の第一歩」『満洲日報』1935年7月29日、夕刊。
- 1936 : 「外蒙古問題と日蘇」『満洲日日新聞』1936年4月13日、夕刊。
- 橋樸著作集刊行委員会 1966 : 『橋樸著作集 第三卷 アジア・日本の道』勁草書房。
- 哈豐阿 1940 : 「蒙古の身分制度に就いて（阿魯科爾沁旗に於けるのを中心として）」『蒙古研究』第2巻第3輯。
- 満洲事情案内所 1937 : 『満洲事情案内所資料集成』満洲事情案内所。
- 満蒙資料協会 1989 : 『満洲人名辞典 中巻』日本図書センター。
- 『蒙古奴隸問題（政治思想）』：国立国会図書館憲政資料室所蔵『旧陸海軍文書』T1333。
- 蒙政部 1936 : 『第一回興安各省省長會議議事録』。

依田四郎 1934 : 「蒙政部制定に際して」 国務院総務庁情報處『蒙旗行政制度改革紀念特刊』。

—— 1935a : 「對蒙工作本年から具體化」 『満洲日報』 1935 年 2 月 16 日、夕刊。

—— 1935b : 「對蒙政策の根幹」 『満洲行政』 第 2 卷第 6 号。

(中国語)

蒙藏委員会 1930 : 『蒙古會議彙編』。

2. 研究

胡日査 2010a : 「中央統治機構から見た『満洲国』の対モンゴル政策——興安局から興安総署への改編を中心に——」
『言語・地域文化研究』第 16 号。

—— 2010b : 「『満洲国』の対モンゴル民族政策の調整と蒙政部の設置——興安総署から蒙政部への改編を中心に——」
『日本とモンゴル』第 44 卷第 2 号。

—— 2010c : 「『満洲国』興安総署菊竹実蔵次長の辞職について——『片倉衷文書』の分析から——」『内陸アジア史研究』第 25 号。

二木博史 1987 : 「清代ハルハ・モンゴルの奴隸解放文書について」 島田正郎博士頌寿記念論集刊行委員会『東洋法史の探究 島田正郎博士頌寿記念論集』汲古書院。

毛里和子 1998 : 『周縁からの中国——民族問題と国家』 東京大学出版社。

吉田順一 2003 : 「興安局改編と興安省諸旗実態調査」 岡洋樹ほか編『東北アジアにおける民族と政治』 東北大学東北アジア研究センター。